

九重町町制施行70周年ロゴマーク取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九重町町制施行70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、町制施行70周年を祝い、盛り上げ、町制施行 70 周年の統一テーマ「みんなでつなぐ未来へのバトン」を町内外に浸透させるために使用する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとする。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、事前に九重町70周年ロゴマーク使用届出書(様式第1号)を町制施行 70 周年記念事業実行委員会委員長(以下、「委員長」という。)に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 九重町町制施行 70 周年記念事業で使用する場合
- (2) (1)を除き、九重町が実施する事業等で使用する場合
- (3) 九重町の住民が主体となつて行う事業で、第 8 条の各号に該当しないもの。
- (4) 報道機関が九重町町制施行70周年の報道を目的で使用する場合。
- (5) 個人・団体が営利以外の目的で使用する場合で、第 8 条の各号に該当しないこと。
- (6) その他委員長が認める場合。

2 委員長は、ロゴマーク使用の届出(以下「届出」という。)に対し、この要項の定めるところにより、その届出等を受理する。

3 委員長は、ロゴマークの使用承認に当たり、必要な条件を付すことができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークを使用する期間は、この要項を制定した日から 2025 年 12 月31日までとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(使用の報告)

第7条 ロゴマークを使用した者は、使用実績(チラシ・パンフレット等)を速やかに委員長に提出しなければならない。

(使用の取消し)

第8条 委員長は、ロゴマークを使用する者が次の各号に該当する場合は、その使用の取消しを求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、委員長はその責めを負わないものとする。

- (1) この要項に違反したもの。

- (2) 町の品位を傷つけ、又はロゴマークのイメージを損なうおそれのあるもの
 - (3) 他者の名誉又は信用を毀損するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの、またそのおそれのあるもの
 - (5) 法律、法令及び条例に違反するもの又はその恐れのあるもの
 - (6) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの又はその恐れのあるもの
 - (7) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとするもの
 - (8) 営業活動、営利を目的とするもの又はその準備を目的とするもの
 - (9) 自己の商標又は意匠として使用するもの
 - (10) 定められた使用方法によってロゴマークが使用されないおそれのあるもの
 - (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのあるもの
 - (12) その他委員長がロゴマークを使用させることが不適當と認めるもの
- (その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要項は、2024年10月1日から施行する。

(要項の効力)

この要項は、2025年12月31日限り、その効力を失い、以降はロゴマークの使用はできないものとする。

別表(第3条関係)

